

未成年者が強盗傷人事件を犯した場合において親権者に 同事件に結びつく監督義務違反があったとはいえないと された事例

損害賠償請求事件、最高裁平17(受)第882号平18・2・24第二小法廷判決、
上告棄却、札幌高裁平16(ネ)第253号、平17・1・28判決、札幌地裁平14
(ワ)第1271号、平16・5・13判決、裁判集民219号登載予定、判時1927号63
頁、判夕1206号177頁

中京大学法科大学院教授
奥野久雄

一 《事実》

本件は、少年院を仮退院して保護観察に付されていたA、B、Cが集団で上告人(原告・控訴人)Xに暴行した。まず、Aは被上告人(被告・被控訴人)Y₁及び同Y₂の長男として昭和56年12月に出生したが、平成8年には深夜徘徊で補導されるようになった。その後、Aは、中学校卒業後、塗装工の職に就いたが、3か月ほどで退職し、平成9年には暴行やシンナー吸引等の非行事実により保護観察に付され、保護司の紹介でとび職に就いたが、1か月ほどで退職し、平成10年2月(16歳2か月)には恐喝の非行事実により医療少年院送致の処分を受けてK医療少年院に収容され、次いでH少年院に収容され、平成11年10月(17歳10か月)には被上告人Y₁に対する傷害等の非行事実により特別少年院送致の処分を受けてO少年院に収容された。Aは、平成13年4月(19歳4か月)、O少年院を仮退院して保護観察に付され、一般遵守事項に加え、特別遵守事項が定められていた。Aは、被上告人Y₁宅に戻って、とび職、次いで飲食店勤務の職に就いたが、とび職の仕事振りは、無遅刻、無欠勤でまじめなものであり、家族との関係も良好であった。しかし、Aは、同年6月、被上告人Y₁ら(同Y₂を併せていう。以下、同じ)の了解を得ることなく、上京して新宿のクラブに就職した。被上告人Y₁らは、電話で再三にわたり、札幌市の被上告人Y₁宅に戻るよう説得したが、Aは応じなかった。やがて、O少年院等でAと顔見知りとなっていたBも、Aの誘いを受け上京して同人と同じクラブに就職した。Aは、同年8月16日、新宿のクラブを退職して、札幌市の被上告人Y₁宅に戻ったが、被上告人Y₁らは出勤しており、鍵を持っていなかったため、被上告人Y₁宅に入ることができなかった。そこで、Aは、北海道N郡a町の被上告人Y₂の実家に宿泊した後に、同月19日以降は、Bが戻っていた釧路市の被上告人Y₃宅に寝泊まりして、Bと遊び歩くようになったが、犯罪に結びつくような特段の問題行動は見られなかった。

次に、Bは、被上告人(被告・被控訴人)Y₃及びY₄(被上告人Y₃らという。以下同じ)の三男として昭和57年4月に出生したが、平成4年には深夜徘徊で補導されるようになった。その後、Bは平成8年には中学校の教師に対する傷害等の非行事実により教護院送致の処分を受け、平成10

年1月(15歳9か月)には窃盗等の非行事実により初等少年院送致の処分を受け、中学校卒業後、鉄筋工の職に就いたが、平成11年6月(17歳10か月)にも窃盗、道路交通法違反等の非行事実により中等少年院送致の処分を受けてO少年院に収容された。Bは、平成13年5月(19歳1か月)、O少年院を仮退院して保護観察に付され、一般遵守事項に加え、Aと同様の特別遵守事項が定められた。Bは、被上告人Y₃宅に戻り、被上告人Y₃の勧めで、同年7月ころ、普通、大型特殊及びけん引の各自動車運転免許を取得した。

しかし、Bは、上記の各免許を活用できる職には就かず、同年8月1日、O少年院等で知り合ったAの誘いを受け、被上告人Y₃らに相談することなく、上京して新宿のクラブに就職した。Bから上京や就職の報告を受けた被上告人Y₃は、まじめに働くなら仕方がないと思いついて来るよう説得をしなかったが、保護司に連絡するよう指示したところ、同人はこれに応じた。なお、Bは、上京するまでは、決められた日に保護司の下に出頭していた。

Bは、2週間ほどで新宿のクラブを退職し、長野県に住んでいる兄が、同人を迎えに行き、同月19日、釧路市の被上告人Y₃宅に戻らせた。そこに前記のとおりAが遊びに来て、同日以降被上告人Y₃宅に寝泊まりするようになった。

さらに、Cは、Dと被上告人(被告・被控訴人)Y₅の長男として昭和57年1月に出生したが、同被上告人Y₅がDと離婚してEと再婚したことから、同人の養子となった。しかし、CとEの関係は円満ではなく、Eが勉強を強制したり、体罰を加えたり、友人宅へ遊びに行くことも許さなかったことから、Cは、窓から外出して深夜徘徊するようになった。その後、Cは、平成6年には深夜徘徊で補導されるようになり、平成7年には占有離脱物横領、窃盗の非行事実により児童相談所に通告され、中学校卒業後、塗装工、サイディング工の職に就いたが、平成9年には窃盗、同未遂の非行事実により家庭裁判所に送致されて審判を受け保護処分が付さない旨の決定を受け、

平成12年には詐欺未遂の非行事実により保護観察に付され、同年11月(18歳10か月)には強盗致傷の非行事実により中等少年院送致の処分を受けてT少年院に収容された。Cは、平成13年4月(19歳3か月)、T少年院から仮退院して保護観察に付され、一般遵守事項に加え、Aと同様に特別遵守事項が定められた。Cは、いったん被上告人Y₅宅に戻ったが、Eが正座させて長時間説教したりすることを嫌い同年5月ころ、保護司の紹介で、ホテルの住み込みの配ぜん係の職に就いた。Cは、同年6月にはホテルを退職したが、Eとの同居を嫌って、被上告人Y₅宅には戻らず、交際していたFとその父親の家で同居し、Fの父親の漁業を手伝うようになった。そして、同年5月ころには、構成員ではないものの、暴力団事務所に入出入りするようになっていたが、被上告人Y₅は、このことを知らなかった。

ところで、CとFは、平成13年8月22日、テレホンクラブを利用して呼び出した男性から金品を強取することを企て、中学校の1年後輩であるBに共同して実行することを持ちかけたところ、同人は、これを承諾し、Aも誘った。そして、Aらは、共謀の上、同日午後11時ころ、金品を強取する目的で、Fに、上告人Xを釧路市の海岸付近に誘い出させ、上告人Xに対し、こん棒のようなもので殴打する暴行を働き(以下、本件事件という)、約12万7000円を強取した。上告人Xは、本件事件によって、脳ざ傷、急性硬膜外血しゅ等の傷害を受け、入院を余儀なくされ、右手指機能障害

の後遺傷害を負った。

そこで、本件強盗傷害事件の被害者であるXが、Aらの親権者Y₁～Y₅には、未成年者らに保護観察の遵守事項を守らせ、また、守らせることができない場合には、未成年者らを少年院に再入院させるための手続等を執るべき監督義務があったのに、これらを怠って未成年者らを放任したものであると主張して、Y₁～Y₅に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求するものである。

原審は、未成年者らがいずれも少年院を仮退院中で、保護観察の遵守事項の遵守状況は良くなかったものの、Yらにおいて、未成年者らの保護者としての対応を一応はしていたし、強盗傷人事件の発生を具体的に差し迫ったものとして予測させるような特段の事情に接していなかったものであるから、Yらが未成年者らを少年院に再入院させるための手続等を執るべきであったとはいえないなどとして、Xの請求を棄却した。Xは上告した。

二《判旨》上告棄却

「Aらは、いずれも19歳を超えてから少年院を仮退院し、以降本件事件に至るまで特段の非行事実は見られず、AとBは、本件事件の約1週間前まで新宿のクラブで働き、本件事件当時は被上告人Y₃宅に居住していたというのであり、Cは、本件事件当時、Fの父親の家に居住し、漁業の手伝いをしていたというのであるから、被上告人らにおいて、本件事件当時、Aらが本件事件のような犯罪を犯すことを予期し得る事情があったということはできない（Cが暴力団事務所に入出入りするようになっていたことを被上告人Y₃が知らなかったことは前記のとおりである。）し、Aらの生活状態自体が直ちに再入院手続を執るべき状態にあったということもできない。

以上によれば、本件事件当時、被上告人らに本件事件に結びつく監督義務違反があったとはいえず、本件事件によって上告人が被った損害について、被上告人らに民法709条に基づく損害賠償責任を認めることはできない。」

三《研究》

1 本判決は、責任能力のある未成年者が犯した強盗目的の暴行傷害事件において、親権者に本件事件に結びつく監督義務違反があったとはいえないとし、民法709条の適用を否定したものである。これに対して、本判決の理由において引用されている最判昭和49・3・22（民集28巻2号347頁、以下では、昭和49年最高裁判決という）は、責任能力のある未成年者が犯した強盗目的の殺人事件において、民法709条を適用し、親権者に監督義務者としての責任を認めたものである。そして、後者の判決によって確立された準則は、多くの学説の支持を得て現在に至っている。従って、本判決は、この判決とどのような関係に立つのかという問題が検討されなくてはならない。そこで、本稿では、こうした問題の検討を踏まえ、本判決の意義についても少し考えてみようと思う。

2 わが民法は、714条において、未成年者が責任無能力のゆえに賠償責任を負わない場合（712条）には、監督義務者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又は、その義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない、と規定する。これによれば、未成年者が加害行為時に責任能力を有し

ていた場合に未成年者自身が賠償責任を負うが、その際に、監督義務者としての親の責任は、どうなるのかということが議論されることになる。そこで学説・判例上におけるその議論の状況を簡潔にみておこう。

当初は、学説も判例も問題を補充責任の枠内で考えてきたのであった⁽¹⁾。すなわち、未成年者に責任能力があり、問題の不法行為について未成年者自らが責任を負う場合においては、未成年者は一般原則（709条）によって賠償責任を負い、一方、監督義務者は、監督怠慢の責任を問われることがなく、従って、賠償責任を課されないのである。

しかし、このような考え方に対しては、次のような不都合が指摘されたのである⁽²⁾。すなわち、未成年者の責任能力の有無が必ずしも明白でない場合に、被害者としては、監督義務者を相手にしてその責任能力が肯定されれば敗訴し、反対に未成年者を相手にしてその責任能力が否定されれば敗訴を免れないこと等がこれである。

そこで、民法714条責任の補充性に帰因するこうした難点を解消するために、学説上、未成年者と監督義務者との責任の併存を導く見解が抬頭し、現在、これが通説になっている。この通説の立場は、民法714条の反対解釈としては、立証責任の転換が認められなくなるだけであるとする考え方であって、可能かつ巧妙な解釈論だとされた⁽³⁾。

そして、近時の最高裁も、15歳の中学3年になる少年Aが新聞配達をしていた遊び友達Bを小遣銭欲しさに殺害し、Bの所持していた集金の一部を強奪し、逃走したという事案において、「未成年者が責任能力を有する場合であっても監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めうるときは、監督義務者につき民法709条に基づく不法行為が成立する」と判示し、通説の立場を採用するに至っている（昭和49年最高裁判決、なお、原審判決 広島高裁松江支判昭和47・7・19 は、Aが両親C・Eのもとで養育監護をうけ、その影響下にあったこと、Aの非行性に気づきながら適切な教化・指導を怠っていたこと、Aに小遣銭を与えずAのさほど無理とはいえない物理的欲望をかなえてやらなかったことなど、一審判決 鳥取地裁米子支判昭和45・12・22 が認定したのとほぼ同様の事実を認定し、C・EのAに対する監督義務の懈怠とBの死亡の結果との間における因果関係はこれを否定できない、と判示している。）

3 そして、この昭和49年最高裁判決が出されて以降、下級審判決が多数言い渡されている。例えば、東京地判昭和52・3・24（判時868号57頁、事案は、幼少のころから伯父に引き取られ養育監護をうけていた18歳の少年Aが惹起した自動車による死亡事故に関するもの） 金沢地裁輪島支判昭和53・3・23（判時907号94頁、事案は、17歳の少年Aが飲酒酩酊したうえBを殴って死亡させたというもの） 大阪地判昭和54・4・26（判時946号86頁、事案は、17歳の少年Aと18歳の女子Bとが一緒にAの祖父のもとへ魚釣りに出掛けたとき、Aの操縦する伝馬船からBが転落死したというもの）、大阪地判昭和55・7・14（判時999号87頁、事案は、中学3年（14歳）のAと高校2年のBとが投球練習を始め、Bが全力で投げた硬球が付近を逸れて通過し、小学4年のCの後頭部を直撃してCを2日後に死亡させたというもの）、東京地判昭和56・7・16（判時1010号3頁、判タ444号7頁、事案は、中学生らが通行人に対して殴る蹴るの暴行を加え顔面等に6週間余りの安静治療を要する傷害を負わせたというもの）、大阪地判昭和58・10・6（判時1102号90頁、

事案は、中学2年生(13歳10か月)Aの投げたルアーの釣鉤で、隣で釣りを始める準備にかかっていた中学2年の友人Bが、その右眼を直撃されて右眼完全失明の傷害を負ったというもの)、盛岡地裁花巻支判昭和60・10・18(判タ571号80頁、事案は、高校1年(15歳)の少年Aが下校途中に顔見知りの小学1年(6歳)のBと出会って遊んでいるうち、Bに自転車のライトカバーを壊わされて立腹し、Bを殺害したというもの)、長野地判昭和61・9・9判時1208号112頁(事案は、無許可バイク運転による停学処分等の前歴のある高校中退(17歳10か月)の少年Aが普通乗用車を運転中に交通事故を起し、相手方運転の自動二輪車に同乗していたB女を死亡させたというもの)、

仙台地判昭和62・7・28(判時1248号103頁、事案は、中学のつっぱりグループのリーダー格である少年A(15歳3か月)とB(14歳10か月)が、学校の通用門付近で呼びとめた同級生のCに対し、口の利き方が悪いなどと因縁をつけ、殴る蹴るの暴行を加え、肋骨骨折等の重傷(要入・通院44日・42日)を負わせたというもの)、東京地判平成4・7・20(判時1436号60頁)、事案は、17歳の少年が深夜、バイクを走行中に歩行者からその騒音を注意されたため、その歩行者に暴行を加え死亡させたというもの)、

東京地判平成13・11・2(判タ1116号216頁、事案は、中学1年の少年A(13歳)は、中学1年の少年B(12歳)に自己のエアガンを買って遊んでいたところ、引き金を引いても弾がでなくなったので、BがAにそのエアガンを手渡して銃口を覗いたとき、Aがエアガンの引き金を引いたため、Bの右目にbb弾が命中、角膜びらん等の診断を受けた(2日間入院)というもの)、横浜地判平成15・8・28(判時1850号91頁、事案は、帰宅途中の会社員が路上で少年ら(16歳)に金員強取の目的で襲われて暴行を受け、植物状態となったというもの)、

大阪高判平成16・3・18(判時1889号48頁、事案は、中学3年生や中学卒業後間もない少年らが集団暴行によって高校生(15歳)を死亡させたというもの)、東京地判平成16・5・18(判時1871号82頁、事案は、少年ら(3名は16歳1名は13歳)が小・中学校の同級生であった高校2年生(16歳)を集団で暴行して死亡させたというもの)等々である。を除いた諸判決は、いずれも監督義務者の責任を認容している。では、当該事故の偶発性が重視されるとともに釣り自体の加害リスクの少なさも考慮され監督義務者の責任が否定されており、またでは、問題の少年間の諸事情(暴力行為発生の切迫性や対立状態の欠如等)が考慮され、本件事件の予見可能性が否定されているのである。

4 いずれにしても、監督義務者の責任を民法709条で捉えた場合には、監督義務者の過失及びこれと損害発生との間に因果関係のあることが要件とされるけれども、これを肯定しうるかが問われよう。この点、最高裁昭和49年判決は、前述の一審・二審での認定事実からすれば、責任能力のある未成年者の不法行為について監督義務者がどのように関与したかという個別的・具体的な判断をすることなく、一般的・日常的な監督義務者の未成年者に対する態度をもって709条の適用の可否を判定している、といえるであろう。そして、上記に掲げえた諸判決を通覧しても、大体監督義務者は未成年者の非行や不適切な行動を放任・放置していたことについて問責されている、といえる。すなわち、それらの諸判決は、昭和49年最高裁判決の確立した準則・法理の線上にあって、一般的・日常的な監督義務の懈怠があれば、709条の過失および因果関係の存在を認定しうるものと解されている。⁽⁵⁾(なお、ここに「一般的」というのは、おそらく当該未成年者の不法行為そのもの

に対して監督義務者の関与の程度について個別的・具体的な判断がなされていないというふうな意味に解されうるのであろう。したがって、例えば、判決がいつているような「周囲の状況をよく見きわめたい危険性のない方法、ボールを使用して野球をするよう十分な注意を与える…」ような監督義務などは、上記準則との関連でいえば、「一般的な」義務を指すものと解されるように思われる。⁽⁶⁾この点につき、一方、学説の多くは、被害者救済の見地から、昭和49年最高裁判決の射程範囲を広くとっており、とりわけ、「『監督義務者の懈怠』は、…損害ないし損害発生の危険を防止ないし回避すべく行為する義務の違反ではなくて、親権者が日常未成年者の子を教育し監督すべき義務（その根拠を求めるとすれば（802条となろう）の違反である（フランス民法1384条4項による父母の責任の前提たるフォートにほぼ等しい）。そのかぎりでは714条1項但書にいわゆる監督義務と同じである」との見解が有力に主張されている。⁽⁷⁾もっとも、これと同旨の解釈論がつとにいわれていた。⁽⁸⁾

そして、他方ではこれらの見解の立場を批判する形で、「民法709条責任は、本来、近代的個人主義の原理に基づくものであり、親が他者たる未成年者の加害行為について責任を問われうるのは、当該加害行為に関する親の監督義務違反に重大なものがあり、それが結果の発生をもたらしたという特別な事情がある場合に限られるべきであろう。⁽⁹⁾」との見解が主張されている。また、これによれば、昭和49年最高裁判決に対する次の指摘、すなわち「論理的には、監督義務者の一般的・日常的な監督義務の懈怠があるからといって、直ちにそれが未成年者の不法行為を生じさせるとはいえない」とのそれは正当であるとされる。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾もっとも学説の中には、早くから、「監督をせずに放任しておけば当該加害行為が発生するとの蓋然性が一般的にも強い場合であったこと」を因果関係の判断基準のひとつに加える、⁽¹²⁾という考え方、あるいは、昭和49年最高裁判決の射程範囲を限定的に捉え、「未成年者本人に責任能力がある場合でも、実質的にみれば、未成年者の危険な行為を放置し、あるいは非行歴のある未成年者の家庭外での行状を放任するなど監督義務の懈怠が著しく、かつ、ことが死亡事故または死亡事故にいたらないまでも失明・聴力喪失等の重度の後遺障害を残す傷害事故の如く結果が重大なものである場合に、監督者もまた賠償責任を負わされることもありうる旨を説示したものである」という見解が提示されていた。⁽¹³⁾

こうした中で、本判決は、極めて詳細に認定された事実に基づき、未成年者ら（A・B・C）の不法行為自体についての過失を根拠とした親権者ら（Y₁～Y₅）の民法709条責任の有無を判定し⁽¹⁴⁾ており、その意味では、後者の学説の立場と同様の立場に立って問題を処理しうることを示唆しているように思われる。⁽¹⁵⁾

- (1) 大判明治34・12・27刑録7輯139-141頁（過失致死附帯私訴）。岡村玄治『債権法各論』（明治40年）708-709頁、横田秀雄『債権各論』（大正2年）872-873頁。
- (2) 鳩山秀夫『増訂日本債権法各論（下）』（大正14年）906頁、我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（新法学全集）（昭和12年）158頁、加藤一郎編『注釈民法（19）』（昭和40年）257頁（山本進一執筆）。
- (3) 松坂佐一「責任無能力者を監督する者の責任」我妻還暦記念『損害賠償責任の研究（上）』（昭和32年）所収165頁。

- (4) 川井健「責任能力」柚木馨 = 谷口知平 = 加藤一郎 = 川井健編『判例演習債権法2 [増補版]』(昭和48年) 226頁。
- (5) 石黒一憲「評釈」法協92巻10号1419頁、岩垂肇「責任能力ある未成年者の不法行為と監督義務者の責任 最高裁判例に関連して」末川先生追悼論集『法と権利』(昭和53年) 所収344-346頁、寺田正春「監督義務者の責任について」法時48巻12号68頁。
- (6) この点、林誠司「監督者責任の再構成(3)」北大法学論集56巻3号163頁は、「あくまで危険な状況で野球をしていることの認識を獲得するものと見られ(予見義務)、その他の監督措置についても危険な状況での野球の防止に向けられているから、具体的監督義務が問題とされている」と述べられている。因みにこの判決は、平井宣雄『債権各論 不法行為』(平成4年) 215頁では、昭和49年最高裁判決が確立した準則に従う下級審判決の例として明示されている。
- (7) 平井前掲215-216頁、同旨四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為(下)』(昭和60年) 671頁。
- (8) 石黒前掲1413頁、岩重前掲337頁、山口純夫「評釈」民商72巻1号161頁前田達明「評釈」別冊ジュリスト8号民法判例百選 168頁、等々。
- (9) 小野義美「親の監護教育義務と未成年の子の加害行為」有地亨編『現代家族法の諸問題』(平成2年) 329-330頁。
- (10) 森島昭夫「責任能力」法学教室23号(1982年8月号) 49頁、川井健 = 飯塚和之「評釈」判例評論188号28頁は、民法820条の一般的監督義務違反を理由に不法行為責任を負わせるのは、無理な解釈である、といている。
- (11) 小野前掲330頁。大村敦志「責任能力と監督者の責任 子どもの責任・親の責任」法教292号(平成17年) 64頁は、前者の多数説の見解から一定の距離をおくことをいわれている。
- (12) 山本進一「評釈」判例評論150号(昭和46年) 26頁、吉岡幹夫「評釈」静岡大学法経短期大学部法経論集35号109頁も同旨。
- (13) 奥野久雄「評釈」法時55巻6号(昭和58年) 161頁、奥野「責任能力のある未成年者と監督義務者の不法行為責任」内山尚三・黒木三郎・石川利夫先生還暦記念『現代民法学の基本問題(中)』(昭和58年) 所収434頁(拙著『学校事故の責任法理』(平成16年) 所収50頁) 鈴木祿弥『債権法講義』(昭和55年) 32頁も同旨(最高裁判例の射程範囲を殺人事件に限定されるようである)。
なお、川井 = 飯塚前掲28頁は、監督義務違反の類型化を試みる。
- (14) 伊藤昌司「評釈」NBL835号(平成18年) 4頁-5頁は、本判決の「親権者らの709条責任」の判断過程を適確に分析されている。また、未成年の子と親との「同居」に言及されている点は興味深い。これについては、フランス法でも、親の監督責任の成否に絡めて、議論があり、注目される。(Anne Ponselle, Le sort de la condition de cohabitation dans la responsabilité civile des père et mère du fait dommageable de leur enfant mineur, RTDciv. 2003, p.645et s.)
- (15) なお、判時1927号63頁、並びに判夕1206号177頁のコメント欄でも、大旨そのような問題解決の指針が、本判決によって与えられたことが述べられている。
(平成18年7月1日脱稿)